

地域におけるスポーツ指導者の質・量の確保方策について

1. 指導者の質・量の確保方策

【課題】

- ・ 各地域において、専門性や資質を有する指導者を確保・育成していく必要がある。また、特に心身の発達の途上にある生徒を指導する者には、生徒の安全の確保や暴言・体罰などの行為の根絶が強く求められる。
- ・ 中山間地などにおいては、指導者の確保が困難な場合もありえる。

【対応策】

- 地域スポーツ環境の整備充実と同様に、指導者の質・量の確保において、スポーツ庁の「地域運動部活動推進事業」を進めるなど、先進的に取り組んでいる地域があるため、それらの事例を踏まえて、効果的な方法を示すことが望ましいのではないかと。
その際、各地域において実情が異なるため、様々な方法を示していくことが必要ではないかと。
- 人材バンクを設立している事例や、教員だけではなく学校の事務職員、警察官、消防官、役所の職員等を活用している事例、地元企業等に協力を要請している事例なども、各地域での実践に参考になるのではないかと。
- 指導者の質の確保について、指導者資格の取得を促進することが必要ではないかと。そのため、競技団体に対して、チーム登録や大会参加においては、競技団体の定める指導者資格を有していることや一定の研修を受講した指導者がいることを要件とすることなどを促進していくことが必要ではないかと。
- 適切な指導者がいない地域においては、ICTを活用して遠隔指導できる体制を整えるなどして、優れた指導者から指導を受けられる環境を整備することが考えられるのではないかと。

2. 指導を希望する教員等の在り方（兼職兼業等）

【課題】

- ・ 地域において優れた指導者を確保することについて、地域移行の過渡期においては質・量ともに十分な指導者の確保が課題となることが考えられる。
一方、教員等の公務員の中には、専門的な知識や技量、指導経験があり、かつ、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいることから、これらの者が兼職兼業の許可を得るなどにより地域でスポーツ指導できるようにすることが考えられ、こうした教員等の協力を得られれば、地域スポーツ振興の観点からも大変効果的である。
- ・ 教員等が兼職兼業の許可を得て地域でスポーツを指導する際に、本来業務へ影響が生じないように、また心身に過重な負担とならないようにすることが必要である。
- ・ 教員が実際には指導を望んでいないにもかかわらず、保護者等からの要望や周囲からの同調圧力等により兼職兼業の許可を申請して従事せざるを得ないような事態が生じることも想定される。
- ・ 教員等が地域におけるスポーツ団体等で指導に当たる際には、居住する地域や勤務する地域にあるスポーツ団体等において指導をすることが想定されるが、勤務する地域で指導する際は、異動や退職に伴い、そこでの指導者を辞めてしまうことが考えられる。

【対応策】

- 地域のスポーツ団体等において指導に当たることについては、スポーツ指導者として雇用契約を結んで指導に従事させる場合だけでなく、業務委託契約等による場合も想定される。

教員等の兼職兼業については、現行制度下においても各教育委員会等の判断で実施可能なものであり、文部科学省が通知で示した地域のスポーツ団体等に雇用されて指導に従事する場合のみならず、業務委託契約等により指導を担う場合も考えられ、このような教員等の兼職兼業の対象となりうる例を国から教育委員会に対して周知することが必要ではないか。

（なお、業務委託契約等については、「副業・兼業の促進に関するガイドライン（平成30年1月（令和2年9月改定）厚生労働省）」において、労働基準法の労働時間規制等を潜脱するような形態や、合理的な理由なく労働条件等を労働者の不利益に変更するような形態で行われる副業・兼業は認められないなどとされていることに留意するとともに、教員の健康管理や事故が発生した場合の対応等が雇用契約の場合とは異なる取り扱いとなることに留意する必要がある

る。)

○ 教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、本人の意思を十分に確認するとともに、勤務校における業務内容や負担も勘案して許可することを、国から改めて教育委員会に対して周知することが必要なのではないか。

○ 教員等が地域のスポーツ指導に従事する際、異動や退職にかかわらず継続的に同じスポーツ団体等で指導に携わることが活動に参加する子供たちにとって望ましい。

そのため、地域のスポーツ団体等において、教員等をスポーツ指導者として雇用等をする際には、居住地、異動や退職があっても当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえ、継続的・安定的に指導者を確保できるように留意する必要があるのではないか。

(参考)

1. 地方自治体における事例（奈良県生駒市）

生駒市の考え方

【地域の状況】 ※多くの自治体の課題や原因と効果的と考えられる対策等

- ・スポーツ関係者の高齢化（スポーツ推進委員など…新しい人材や組織の発掘
- ・ボランティア依存体質からの脱却 … 地域スポーツのビジネス化
- ・子どもの体力低下 … 本物（アスリート）とふれあう機会の創出

【指導者の質・量の確保方策】 ※地域スポーツクラブの事業が拡大できれば

- ・スポーツ推進委員の受嘱…総合型地域スポーツクラブからの選出
- ・学校部活動の地域移行…新たなスポーツビジネス（教職員は地域人材として活躍）
- ・地域スポーツ団体の事業拡大…アスリートのセカンドキャリアとなり得る可能性
- ・大学や高校との連携…競技人口の少ない競技は特に有効（現役選手から直接指導）
- ・新しい地域人材の発掘や確保…スポーツリーダーバンク制度の設置
- ・人材の育成支援…スポーツ指導者養成事業補助金（アシマネ、クラマネ養成）

2. 地方自治体における事例（新潟県長岡市）

【1 指導者の発掘】

(1)スポーツ活動推進モデル事業指導者組織

- ・教員、競技団体を中心に、民間、スポ少などの指導者とも連携

(2)民間との連携

- ・企業のクラブチームから学校部活動への指導者派遣
- ・市内全小中学生へのスポーツアンケート結果に基づくデータ

【2 指導者の育成】

(1)スポーツ協会と連携したガイドブックの作成と配布（長岡スポーツコンパス）

- ・指導者、プレーヤー、保護者、競技団体対象のガイドライン（推奨事項）共通理解
<https://www.n-spokyo.or.jp/nagaoka-sport-compass/>

(2)研修会の開催

- ・現在は希望制。今後は義務化も検討

3. 日本スポーツ協会における事例

日本スポーツ協会（JSPO）は、加盟団体等と連携し、1965年からスポーツ指導者の養成を開始。現在は、公認スポーツ指導者資格として5つの領域にわたる18種の資格を設け、多様なスポーツ活動を推進することのできるスポーツ指導者を認定（2021年10月1日付認定者数：198,582人）。

URL:<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html>

●質の確保

▶「コーチ育成のための『モデル・コア・カリキュラム』」に基づく指導者養成

スポーツ庁委託事業「コーチング・イノベーション推進事業」を受けてグッドコーチ育成のための指針としてJSPOが作成した同カリキュラムを、2019年度から導入。同カリキュラムは、多様化・高度化・専門化するスポーツ界において、グッドコーチに求められる「資質能力」を確実に習得するために必要な内容を「教育目標ガイドライン（講義概要・到達目標・時間数）」として提示。

▶コーチデベロッパーの養成

JSPOでは、国際コーチングエクセレンス評議会(ICCE)が示すコーチ育成のフレームワークでも提唱されているコーチデベロッパー（コーチ育成者）を養成し、2019年度以降の公認スポーツ指導者養成講習会・共通科目講習会や各種研修事業において、受講者の学びを支援するための講師として活用。

▶スポーツ少年団の登録指導者への資格保有の義務化

2020年度以降、スポーツ少年団に登録する「指導者」の全員がJSPO公認スポーツ指導者資格保有者であることを義務化（2023年度までは移行期間とし2024年度から完全義務化）。

●量の確保

▶「スタートコーチ」資格の創設

2019年度から競技別指導者資格のひとつとして、指導者として最低限身に付けておくべき知識を短期間で習得することができる「スタートコーチ」資格の養成を開始。2022年度からはスポーツ指導に積極的な教員免許状所持者を対象とした「スタートコーチ（教員免許状所持者）」の養成を開始予定。

▶学生の資格取得を促進

学生の資格取得について、「講習・試験免除承認システム（免除適応コース）」により在学中に資格認定されるように制度を改定。

※JSPOで実施している公認スポーツ指導者養成講習会と同等のカリキュラムを実施していると承認された大学・専門学校で、所定の単位を履修することによって講習・試験の一部またはすべてが免除される制度で、これまでは卒業後の資格認定だった。

▶教育委員会や自治体等の独自資格との連携

これまでは公認スポーツ指導者資格の基礎資格である「スポーツリーダー」資格において承認してきた教育委員会や自治体等が実施する独自資格などの各種講習について、2022年度からは、同じく基礎資格である「コーチングアシスタント」資格での承認を開始予定。

4. 総合型地域スポーツクラブにおける事例（NPO 法人希楽々）

総合型クラブ（NPO 法人希楽々）における事例

（地域の状況）

令和元年度より、NPO 法人希楽々主催で指導者の資質向上を目的とした講演会やスキルアップセミナー、指導者育成プログラム研修会を開催してきた。

令和3年度、融合型部活動指導者には研修会の受講義務化を図り、受講登録制を実施した。

融合型部活動については、NPO 法人希楽々の管理下で、スポーツ少年団と連携し、指導者を確保し、資質向上に努めている。ライセンス付与制度が整備されるまで、当面は受講登録票を発行している。

（指導者の質・量の確保方策）

指導者の確保については「個」対応ではなく、運営主体のもと、多団体で連携し、指導者の確保及び指導者の資質向上に取り組む。

保護者や地域から信頼を得て活動するために、公認の指導者のライセンス付与制度を考える。

（公財）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格などが考えられるが、経済面での負担軽減や受講のしやすさなどの資格を取得しやすい環境を整えるなどスピード感が必要。

人材の確保については、平日の放課後に指導できる人材の確保を考えると、総合型クラブの職員や企業の地域貢献として派遣してもらうなども考えられる。

【指導者育成プログラムの活用】

| NO | 資格 | 科目名 | 形態 | 内容 |
|----|-------------|------------|-------|---------------------------|
| 1 | コーチ1(初級編) | 地域スポーツ論 | 講義 | 地域スポーツ指導者の役割 |
| 2 | | スポーツ教育指導法Ⅰ | 講義 | スポーツの種目特性 |
| 3 | コーチ2(中級編) | コーチングⅠ | 講義・演習 | スポーツ指導者の心構え |
| 4 | | スポーツ教育指導法Ⅱ | 演習 | 指導計画・内容・評価の立て方 |
| 5 | ブロンズ(認定指導者) | コーチングⅡ | 講義・演習 | プレーヤーとの望ましい関係性 |
| 6 | | スポーツ心理学Ⅰ | 講義 | スポーツにおける動機づけ |
| 7 | | スポーツ医学Ⅰ | 講義 | 体の仕組みと動き |
| 8 | | 体カトレーニング論Ⅰ | 講義 | 体力とは |
| 9 | シルバー(認定指導者) | コーチングⅢ | 講義・演習 | 指導力量(声かけ、観察、態度、形態などの模擬指導) |
| 10 | | スポーツ心理学Ⅱ | 講義・演習 | カウンセリング |
| 11 | | スポーツ医学Ⅱ | 講義 | スポーツ活動中に多い怪状と予防 |
| 12 | | スポーツと栄養 | 講義 | スポーツと栄養 |
| 13 | | 体カトレーニング論Ⅱ | 講義・演習 | トレーニングの種類と進め方・コンディショニング |
| 14 | ゴールド(認定指導者) | コーチングⅣ | 講義・演習 | コミュニケーション、プレゼンテーション力 |
| 15 | | スポーツ心理学Ⅲ | 講義・演習 | メンタルトレーニング |
| 16 | | 対象に合わせた指導 | 講義 | 免許免状に合わせた指導、中高年・女性とスポーツ |
| 17 | | 運動学 | 講義・演習 | 運動スキルの獲得方法 |
| 18 | | スポーツと法 | 講義 | スポーツ事故における指導者の法的責任 |

5. スポーツ少年団における事例（日本スポーツ少年団）

日本スポーツ少年団の取組

- スポーツ少年団は、令和3年度現在、団数約2万9千団、団員数約57万人、指導者数約10万5千人、役員・スタッフ数約6万2千人が全国で活動している。
- 日本スポーツ少年団は、「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」を理念の一つとして掲げ、より社会的な使命を果たすことを目指し活動している。
- また、スポーツ少年団の名称は、「スポーツ基本計画」や「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等、国の施策にも明記されており、行政とも連携した公益的な役割も期待されている。
- これらを踏まえ、日本スポーツ少年団では令和2年度より、スポーツ少年団に「指導者」として登録するためには、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格(以下「JSP0資格」という。)の保有を義務付けた※。
- スポーツ少年団の指導者がこの度のJSP0資格保有義務化により、これまで以上に自らの資質向上を図り、子どもたちに適切なスポーツ指導を行うことが期待される。

※制度改定に伴う移行措置として、完全義務化は令和6年度以降

6. 競技団体における事例（日本バスケットボール協会）

量の確保：

バスケットボールではライセンス保持者が7万人弱存在。チームを持たない指導者も多いので地域でマッチングができればお互いがよくなる。

質の確保：

バスケットボール協会指導者養成委員会によるライセンス講習/リフレッシュ研修を都道府県やエリア、中央で実施している。これに部活動指導用のカリキュラムを載せること。バスケの技術指導内容だけでなく生徒指導的な側面の内容もカバーすることができる（既に部活動指導ガイドラインとして掲出済み）。

現状、兼職兼業願いを受理してもらいハードルが高いとの現場の意見。

謝金が低く、有能な指導者を願うには安すぎる。

7. スポーツ団体における事例（笹川スポーツ財団）

【宇部市スポーツコミッションにおける事例】

（地域の状況）

官民協働によるネットワーク組織「（一社）宇部市スポーツコミッション」を設立し、市民の健康づくり・体力づくりや、スポーツを通じた交流人口の増加と地域活性化を推進し、「スポーツを楽しむ元気な人の元気なまち・宇部市」の実現と「健康長寿のまちづくり」へ貢献。

（指導者の質・量の確保方策）

・宇部市スポーツコミッション指導者人財バンク制度

スポーツコミッション参加団体の専門性や豊富な経験を有する多様な人材の活用を促進するため、スポーツ・健康分野の人材登録及び紹介を展開する制度。スポーツや健康指導に従事する専門家をコミッションの人材バンクに登録し、学校のクラブ活動での外部指導を担うなどの事例がある。

8. 大学における事例（大学スポーツ協会）

関西大学

1. 大学スポーツを統括する組織として「スポーツ振興センター」を学内に設置し、スポーツ振興に向けた取り組みを推進してきている。主力の活動は主に以下4項目。
 - ①「関西大学スポーツ宣言」の制定と浸透
 - ②KSAP1[キャリア形成支援プログラム]
 - ③KSAP2[就学支援プログラム]
 - ④KSAP③[意欲向上プログラム]
2. このうち2キャリア形成支援の一環として以下2事業を展開。
 - (1)「特定非営利活動法人関西大学カイザーズ総合型地域スポーツ・文化クラブ」スクール事業
アイスホッケー、サッカー、器械体操、チアダンス、バスケットボール、テニスの各スクール事業において、学生アスリートが子どもに対する指導に関わってきた。
 - (2)小・中学校クラブ活動支援事業
野球部、アメリカンフットボール部、ソフトボール部、ソフトテニス部等で、学生アスリートが小・中学校に出向いて指導教室及び交流会などのクラブ活動支援を実施した。
上記において、学生アスリートが参画し、スポーツを通じて技術及びメンタルの両面から指導している。上記事業により、学生アスリートが「教える」ことの難しさ及び自分自身の理解度を知る貴重な経験を踏まえ、将来の指導者又は教員への進路を考える機会を提供している。

大阪体育大学

1. 体育・スポーツ・教育系大学として「学生指導者の派遣」と学生も含めた「運動部活動指導者の資質・能力向上のプログラム開発とその提供体制の構築」をめざしている。大学事務局を中心に教職支援センター、スポーツ局も含むプロジェクトを設置して推進
2. 派遣先と取組概要
 - ① 熊取町と「熊取町×大阪体育大学」DASHプロジェクトに関する協働協定」を締結（町立中学校2校・対象：武道2クラブ、球技2クラブ・派遣学生：8名）
 - ② 協定締結済み教育委員会を經由した部活動指導者の派遣（貝塚市立中学校・屋内球技）
 - ③ 系列中学校、高等学校への派遣（浪商中学、高校テニス部）
3. 運動部指導者育成に向けた支援プログラムの展開
 - ① 指導者を養成する研修セミナープログラムの構築
 - ② 各学校や教育委員会と連動した指導者派遣に係る評価サイクルの検討
4. 学生の意識調査（大体大在学生 786名へのインターネットアンケート）
 - ① 部活動指導への興味あり 66.3%（とてもある 22.5%・ある 43.8%）
 - ② 部活動指導経験を望む 58.5%（とても望む 19.5%・望む 39.0%）
 - ③ 定期的な指導が可 31.2%・定期的な指導は無理 62.5%

仙台大学

1. スポーツ局が中心となり、地域におけるスポーツの普及促進を図るとともに大学のスポーツ資源を活用する方策の一環として「仙南地域における中学校部活動支援事業」を展開。
2. 推進に当たっては、産官学連携の「仙南地域におけるスポーツ活性化支援コンソーシアム」を設立している。
柴田町・大河原町・角田市・亶理町・山元町・一社)クリケット協会・アイリスオーヤマ(株)ソフトバンク(株)・大塚製薬(株)・ミズノ(株)・JAXA角田宇宙センター・一社)スポーツラボ仙台・仙台大学
3. 支援対象は 10 中学校
柴田町立中学校(槻木・船岡・船迫)・大河原町立中学校(大河原・金ヶ瀬)
亶理町立中学校(亶理・逢隈・荒浜・吉田)・山元町立中学校(山元)
4. 競技は 10 競技
剣道・柔道・野球・サッカー・バレーボール・ソフトテニス・バドミントン・卓球等
5. 指導学生は 62 名
学生指導員による部活動指導に関する要項を作成、対象中学校と事前に詳細条件を確認。
指導学生には事前に研修会を実施。